

平成17年 第5回

さつま町議会会議録

平成17年11月22日 開会

さつま町議会

平成17年第5回さつま町議会臨時会審議結果

期日 平成17年11月22日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	付託 委員会
議案 第115号	さつま町職員の給与に関する条例 の一部改正について	17. 11. 22	17. 11. 22	原案可決	—
議案 第116号	さつま町報酬及び費用弁償等に関 する条例等の一部改正について	〃	〃	〃	—
議案 第117号	平成17年度さつま町一般会計補正 予算（第4号）	〃	〃	〃	—
議案 第118号	平成17年度さつま町水道事業会計 補正予算（第3号）	〃	〃	〃	—
議案 第119号	平成17年度さつま町簡易水道事業 会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	—

平成17年第5回さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成17年11月22日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（28名）

1番	高 嶺 実樹雄 議員	2番	市 來 修 議員
3番	平 田 昇 議員	4番	新屋敷 浩 議員
5番	肥 後 紀 康 議員	6番	木 下 敬 子 議員
7番	米 丸 文 武 議員	8番	麥 田 博 稔 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	新 改 秀 作 議員
11番	楠木園 洋 一 議員	12番	宮之脇 金次郎 議員
14番	久 保 道 夫 議員	15番	別 府 静 春 議員
16番	舟 倉 武 則 議員	17番	日 高 政 勝 議員
18番	田 中 伸 一 議員	19番	柳 田 隆 男 議員
20番	山 崎 文 久 議員	21番	岩 元 涼 一 議員
22番	新 改 幸 一 議員	23番	中 尾 正 男 議員
24番	東 哲 雄 議員	25番	川 口 憲 男 議員
26番	内之倉 成 功 議員	27番	木 下 賢 治 議員
28番	濱 田 等 議員		

欠席議員（1名）

13番 柏 木 幸 平 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中 村 慎 一 君	議事係 長	福 田 澄 孝 君
議事係 主査	角 茂 樹 君	議事係 主査	原 田 健 二 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	井 上 章 三 君	教 育 長	福 満 隆 徳 君
助 役（総務）	宮之脇 尚 美 君	教委総務課長	上久保 澄 雄 君

助 役 (経済)	山 下 彦 志 君
鶴田総合支所長	岡 村 兼 利 君
薩摩総合支所長	山 口 正 展 君
総 務 課 長	湯 下 吉 郎 君
企画広報課長	和 気 純 治 君
水 道 課 長	楠木園 建 雄 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第115号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第116号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について
- 第 5 議案第117号 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第118号 平成17年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第119号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

△開 会 午前9時30分

○議長（濱田 等議員）

おはようございます。ただ今から平成17年第5回さつま町議会臨時会を開会します。

13番柏木幸平議員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので、お知らせします。

△開 議

○議長（濱田 等議員）

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 「会議録署名議員の指名」

○議長（濱田 等議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、宮之脇金次郎議員及び東哲雄議員を指名します。

△ 日程第2 「会期の決定」

○議長（濱田 等議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

△日程第3 「議案第115号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」

△日程第4 「議案第116号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について」

△日程第5 「議案第117号 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」

△日程第6 「議案第118号 平成17年度さつま町
水道事業会計補正予算（第3号）」

△日程第7 「議案第119号 平成17年度さつま町
簡易水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（濱田 等議員）

日程第3,「議案第115号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」から、
日程第7,「議案第119号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」
までの議案5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（井上章三君）〔登壇〕

議案第115号から議案第119号までについて、一括して提案の説明を申し上げます。

まず、「議案第115号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。これにつきましては、国家公務員の給与改定等に伴い、地方公務員の給与等を改定するため、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第116号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について」であります。これについては、一般職の給与改定等に準じ、議会議員の報酬並びに特別職の給料等を改めるとともに、経済担当助役の給料月額を適正な額に改めようとするものであります。

次に、「議案第117号 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」についてであります。これについては、職員の給与改定等に伴う人件費に要する経費及び議会費の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ713万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億2,129万7,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第118号 平成17年度さつま町水道事業会計補正予算（第3号）」についてであります。これについては、職員の給与改定等に伴う人件費に要する経費を補正しようとするものであります。収益的支出において13万1,000円を減額し、収益的支出の総額を1億5,951万4,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第119号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。これについても職員の給与改定等に伴う人件費に要する経費を補正しようとするものであります。収益的支出において23万3,000円を減額し、収益的支出の総額を3億4,127万4,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただきます

ようお願いいたします。

〔降壇〕

○総務課長（湯下 吉郎君）

案第115号から議案第117号までについて、一括してご説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（楠木園 建雄君）

議案第118号から議案第119号までについて、一括してご説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（濱田 等議員）

お諮りします。ただ今議題となっています議案第115号から議案第119号までの議案5件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第115号から議案第119号までの議案5件は、委員会付託を省略することに決定しました。委員会付託を省略します。

これから順番に質疑を行います。

まず、議案第115号について、質疑はありませんか。楠木園議員。

○楠木園 洋一議員

115の3ページの100分の0.36ということは、0.36分の引き下げということですか。それと、別表の、ここに給料表がありますけれども、これは行政職の給与ということですか、それとまた5条の2です。町の技能、労務職の給与、それは44号となっていますけれども、それは別になってるわけですか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

改定率につきましては0.36分ということでございます。それから、この給料表につきましては、行政職第1表の給料表を適用しております。それから、5条の2につきましては、技能、労務職員につきましては、規則で定めることとしているところでございます。

○楠木園 洋一議員

5条の2のところの給料表は、条例に入っているその表でいいということですか。

○総務課長（湯下 吉郎君）

提案をしますのは条例でございまして、規則に関する分については、今回お示ししてござい

ません。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。平田議員。

○平田 昇議員

この議案第115号に関連するかたちとなると思いますが、よろしいですか。関連質疑。

○議長（濱田 等議員）

関連質疑と言いますというと、報酬の関係ですか。

○平田 昇議員

「わたり」について、よろしいでしょうか。

○議長（濱田 等議員）

どうぞ。

○平田 昇議員

「国の給与制度を機械的に取り込めば、地方公務員の給料の伸びが著しく鈍化するので、独自の昇格方式を採用し、役付けに関係なく、一定の給料水準まで引き上げよ」と、この自治労の主張を容認してきたのが、「わたり」と呼ばれてきたと理解しているわけでございます。ただし、この「わたり」は地方公務員法の第24条第1項及び給与条例に反することは明らかであり、早くからこれを是正し、地方公務員の給与体制を適正化すべきことを指摘されてきたことも事実でございます。

現在、国家公務員も非常に厳しい局面に立たされているわけですが、この地方公務員の「わたり」についてはどうなのか。旧3町時代からそれぞれどういう方針で適正化を進め、現在、どの程度まで適正化が進んでいるのか。一頃は課長のレベルまで及んでいるということも耳にいたしておりましたが、それがどのように現在適正化されているのか。これを説明していただきたい。

○総務課長（湯下 吉郎君）

職員の「わたり」と言われます関係につきましては、合併のときに、宮之城町の給与に合わせるということで協議がなされまして、いるわけですけれども、今言われております給与別の職階にあわせて格付けをしているところでございまして、通常の係長が課長までの「わたり」と言いますか、そこまではいたしておりません。

ですから今1級から8級まで、標準的な職務の内容ということでございますが、申し上げますと、1級が主事補、技師補の関係、2級が主事、技師の関係、3級が主事、技師の職務、4級が主査、それから5級が係長、主査も含めてです。それから6級が主幹及び係長、7級が課長及び課長補佐、主幹ということで、8級が課長、局長という格付けにしているところでござ

います。

○麥田 博稔議員

今の関連というか、第4号のこの説明書39ページ。これでいくと5級から8級が、物すごく多いんです。70名です。だから、10人のうちに7人は結局役付きという給与体系になってるわけです。それで、「わたり」がないとか、投資合法性というんですか、なってないというのは、みんなが納得しないと思うんです。会社で役職が10人のうち7人もいるような会社ちゅうのは普通ないです。だからこの辺は確実に是正していかないと、やはり町民の理解は得られないと思うんです。

この前の諮問会議であれがあるんですけども、やはりこれは特別職ですか、議員と、1年程度経過したなかで財政状況は近隣の団体と、これは近隣の団体はあてにならないです。どこもしてますから。ですから、財政状況等を考えて、この辺も、ただ自治法のいろんな問題がありますから、公務員職のです。非常に厳しいところがありますけれども。このようになってきたという事態が、やはり我々議会のチェックも甘かったと言わざるを得ないんですけれども、この辺の実態を現在どのようにお考えなのか、ちょっとお伺いしてみたいんですけど。

○総務課長（湯下 吉郎君）

この格付けにつきましては、従来までに各それぞれ3町で格付けをなされてきておりまして、これを、給料額を下げるということではできません。そうしたなかで来年4月から、施行されます公務員の給与の減額改定につきまして、ここら辺の是正については、一挙にはできないと思いますけれども、年数をかけながら、調整をしていかなければいけないというふうに考えているところです。

○麥田 博稔議員

ここは町長にちょっと一言お伺いしていかないと、できないと思いますのでお伺いしたいんですが、町長やはり、普通言われてるのは、私たちは民間で行くと、能力がある人もない人も、今の給料形態でいくとです。そして、努力をする人もしない人も、できる人もできない人も、やる人もやらない人も、頑張る人も頑張らない人も、やはり今の公務員の昇給制度というのは3年ぐらい経ったらどんどん上がっていくんだと。ですから、役職は付かなくても、結局、同一勤続年数、同一給与ですか、そういうことで勤続年数だけを加味して上がっていくと。

ですから、この辺を、やっぱ町長がリーダーシップをとって、今課長から答弁があったようになかなか公務員の給与を落とすちゅうわけには行きませんが、この前鳥取ですか、2人辞めさしたと、片山知事が言われてました。これは2年連続成績が悪かったから、辞めてもらったという報道もありましたけれども、やはりその辺は是正していかないと、これだけ経常収支比率が悪くなると、辞めさせるわけにはいかないわけですから、その給与体系のな

かで、何とかある程度の頑張る人と頑張らない人というんですか、見た目は厳しいですけども、その辺の考えを、町長が今後どのように主導権を握ってというか、リーダーシップを発揮されるのか、ちょっとお伺いしておきたいと思うんですけども。

○町長（井上章三君）

この職員の給与に関しましては、昨今やはり厳しい指摘、そして是正への動きというのが行われております。今ご指摘がありましたように、ただ勤務年数によって、単純に昇格していくというのではなくて、能力に応じた給与の実施というものを、検討するという方向に向けて今、いろいろと、国もそうですし、いろんなところでそういう方向での取り組みが始まっておりますので、我が町においても、そういう方向での今取り組みを検討しているところでございます。

○麥田 博稔議員

やはりこの歳出総額に占める人件費の比率、ここをやっぱり閉めていかないと、全国の結局普通建設事業ですか、そういうのが多いところはやっぱりその人件費比率というか、その辺が減ってます。ただ、人件費比率だけで言うと、歳出総額という、普通建設があったときにはそこが減ってくるんですけども、やっぱり経常収支比率のなかの人件費ですか、これを何かに抑えていくのかというやはり課題が残っていると思うんです。

これ、平成11年度の記録なんですけれども、福岡の春日市なんかは18.5%とか、人件費がです。総体のあれが、これが全国の第一位なんですけれども、宗像市が18.5、ですから、この前総務委員会で行くときに、僕はここに行きたいという希望を物すごく出したんですけども、行けなかったんですが、やはりそういうところがどのようなあれをとっているのか、やはり調べて、そして反映させるという必要があると思いますけど、やはりここはくどくなりますけれども、町長、リーダーシップを発揮して、是非改革に取り組んでいただきたいと、要望しておきたいと思います。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。なければ、本案の審議を一応中止しておきます。

次に、議案第116号について、質疑はありませんか。日高議員。

○日高 政勝議員

116号の議案の内容については特にございませんけれども、添付をしてございます諮問書に対する答申書がございますが、これについて若干お尋ねをいたしたいと思っております。

116の6ページのところに、答申の内容をそれぞれ掲げておりますけれども、このなかで、116の6の上から10行目ですか、なお書きのところがございます。「今回の減額改定と別に、新町の厳しい財政状況や住民感情に配慮し、自主的に特別職の額を一定の率をもって減額することについては、町長の政治姿勢として受け止め、理解をするところである」と、そうい

うふうに記述をしてございますけれども、このことについては、今回は、いわゆる一般職の人物に基づく減額とは別に、新たに別途特例減額をという説明を執行部のほうからされたのではないかとと思いますが、それに対して、こういう審議会としての意見ですか、考え方が記述をされていたとっております。それで、町長からどのような説明をされたのか、まず、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、意見の概要のところの、116の7ページの議会議員の関係についても記述をされております。委員のなかから、「定数特例により、本来の定数よりも増えている状況であり、定数問題も含めたなかで、報酬の額を検討すべきである」というような件が出されておりますが、このことについて、もっと意見の内容、趣旨、もう少し詳しくお聞きをしたいとっておりますので、まず、お伺いをいたします。

○町長（井上章三君）

特別報酬審議会に諮問をするなかで、今回の人事院勧告に基づく、一般職の給与の減額というものになって、特別職においても、先ほどあったようなかたちでの減額というのを諮問をしたということと、それからまた、これは町民懇談会のなかでも、そういうような気持ちはもっておりますと、あるいは議会においても指摘があるなかで、そういうことは何回か表明は、意思の表示はしたところであります。それで、この特別報酬審議会に対しましても、そういうような考えがあるということは、申したところでございます。

ただ、この下げ幅の問題、それから実施時期の問題につきましては、財政の状況、あるいは近隣の状況などもみたり、またその影響というものを勘案しながら、その実施時期というものに関しては、もう少し考慮する必要があるという判断のなかで、今回はそれを出していないということでございます。

○総務課長（湯下 吉郎君）

116の7のページにつきましては、2行ほどございますが、「議会議員については、定数特例により」ということの文面でございますけれども、県内の類似団体の議員数、あるいは合併した市町村の法定数ということで、資料を同時に添付いたしました。そうしたなかで、法定数は26ですけれども、議員数が特例によりまして28ということでございます。

それらにつきまして、増えているというような認識をもたれたところでございますが、合併によりまして、ご承知のとおり、議員の数自体が、減少しているということの説明をいたしました。特段こういうことを、28が26というような中味のなかで、定数問題も含めたなかで、報酬の額を検討すべきであるというご意見を伺ったところでございます。

○日高 政勝議員

第1問の関係につきましては、町長のほうからお答えをいただきましたけれども、今回は提

案をされなかったということで、これまで議会のなかの、若干議員の方からそういう意見を出されて、町長のほうからもお答えになったところでありまして、町民懇談会でもそういうお話があったというようなことですが、今の現段階でもよろしいんですけども、大体特例減額の条例を当然出すということになるんでしょうけれども、いつの時点を考えていらっしゃるのか。その辺を、まだ決まっていなければ決まっていなくて、またその辺をお伝えいただきたいと思います。

それと、当然今回の議会の定数につきましては、合併によつての定数特例でありますので、当然、次の段階においては、自治法に基づいたいわゆる定数の検討が今後なされるかと思えますけれども、報酬の関係も出ておりますので、定数に関連をして、やっぱり報酬も下げんにかいかんとか、あるいは上げんにかいかんとか、その辺の議論があったのかなということがあったものですから、そこをちょっと、そこまで触れられなかったのか、もう一回確認をしたいと思えます。

○町長（井上章三君）

この首長の給与という問題は、いろいろと影響のある給与を前提として、議会の皆さんとの給与の問題、あるいは三役の関係、あるいはまた職員との関係、いろいろと影響がある問題でございます。それと、合併をしたところ、しないところ、それぞれ財政状況も違い、また、事情はいろいろと違っていると思うわけですが、類似団体との比較をするなかにおいて、我がさつま町の特別職の給与というものは、必ずしも高くないという状況のなかで、これは議員の皆さんの場合もそうでございますけれども、これをどうみるかということに関しましては、いろんな角度から検討すべきであると、そういう点で、時期の問題については、今ここで、いつからということはまだ、明示できないところでございますけれども、もう少し情勢をみながら判断をすべきであるというふうに、今思っているところでございます。

○総務課長（湯下 吉郎君）

先ほど、三役の給与につきましては、町長から述べられたとおりでございますが、議員の報酬につきましても、近隣市町村、あるいは類似団体等の比較表を提示いたしました。そうしたなかでやはり、類似団体、あるいは近隣としましても、非常に議員の報酬については低いということで、事務局としては説明をいたしました。そのことに関しては、特段議論はありませんでした。

○日高 政勝議員

今後検討をされるということでございますけれども、時期的な問題も、実施時期、あるいは、どういう内容にするかも、今後の課題だと思いますけれども、やはり議案を提案されるとなりますと、やっぱりこの特別職、いわゆる執行部の関係だけに止まらず、やはり当然、議会にもか

かってくる問題でありますし、議会は議会として当然また、それなりの検討も必要かと思えますので、その時点については、やっぱり歩調をあわせるということも必要かと思えますので、その辺はまた、十分議会内部でも検討をいただく機会もやっぱり与えていただきたいと思いますと思っているところでございます。

○平田 昇議員

ただ今の町長の答弁を聞いておりますと、何か他町よりも、よそよりも決して高くないと、そういった感覚でいらっしゃるようでございますが、そういうんじゃなくて、今我々は等しく厳しい局面に立たされていると、それから、だから改革に向かわなければならないんだと、そのためには町長、そして議会が、先頭に立つ者が、まず先頭に立って、火の粉をあびながら進むと、その姿勢をみせることが大事じゃないかと、私はこれを強調してきたわけです。同じく、承っておくという言葉は私は期待をもって、力強く受け取っておりました。そして、報酬審議会のなかでも、これを期待する声で、意見書として示されております。これに応える必要があるんじゃないですか。町民もそうです。よそよりもどう、こうじゃなくて、まず改革していくというこの姿勢を自ら示すべきではないでしょうか。どうでしょう。

何が不都合ですか。どこに不都合があるんですか。そういう姿勢を、内容を示すことで、どういう不都合がございましょうか。

○町長（井上章三君）

改革という問題は、この報酬の問題だけじゃなくて、いろんな面で取りまななきゃいけないこととございます。それで、この報酬の問題というのは、私も職員の給与の問題に関しまして、今、公務員の給与というのはいろいろと指摘がなされており、議論が始まっているところでございます。

基本的に私たちの町は合併をいたしまして、合併自体が、大変な、言葉は適切でないと思いますが、リストラと言えば、リストラをしたということであり、そして、それぞれに身を削って、このような合併という選択をしてきたわけとございます。そして、合併して新たにスタートをしたこの町におきましては、私たちの責任は、更に規模が拡大したことに応じて、責任と使命は大きくなり、また負担も大きくなっているということは、これはお互いによくわかることだと思っております。

こういうような状況のなかで、この首長の給与というもの、あるいは三役のこの給与というものをどうするかということは、また、私は表明しているとおおり、そういう気持ちは十分もっているわけとございますが、いろいろと影響があるということで、やっぱり調整の期間というのをもう少し持つ必要があるという判断を今しているところでございます。

○麥田 博稔議員

特別職の給与のことでちょっと数字的に伺いしてみたいと思うんですが、この前もらったこの改定前というやつ、類似団体との比較です。合併後、市となった団体、私は先ほどあったように議員が高いとは思ってません、はっきり言って。このバランスをみると、仕事の量から、いろんなことを考えたときに、自分に比較していろいろしたときに、そう思ってます。

この改定前というか、合併後、市になった団体、これが町との割合が、大体平均して、こうたいていみますと、議長が44.5万円なんです。そして本町の場合はもう旧のあれで40万円なんです。合併してないところは48.9、大体49万円ぐらい。これを議会をもとに、首長の計算をしますと、大体合併後、市になったところが65万円ぐらいです。そして合併しないところで、71万2,000～3,000千円。この議員を試算にすればです。だから、議会の議員の給料を上げると、これは相当批判がきますけれども、どこでもこのもらった町との割合という数字でいくと、それぐらい出てくると思うんです。

そして現在、このもらったもう一方の表ですけれども、町長がやはり、市町村長会の会長をしてる関係で、町外での会議、行事ちゅうのは34あるんです。それで県外出張が9。ですから、そうすると県の町村会計です。その辺から費用弁償も出てきますし、その程度の金は来ると思うんですけれども、基本になる町の給料は落としてでもある程度はいけると思うんです。

それで、私は助役については、町長がやっぱり不在の関係で、非常に土日の出かたも多いから、これはもう容認したいと思います。だから、仕事のバランスを考えてこの数字を見たときに、やはり町長、町長の給料を下げると他に議員とか、助役とかきますけれども、うちの町にとっては、独自のあれでいいんじゃないですか、しばらくの間。だから、特別に町長が2年間の任期だったら2年間だけは下げますよと、それぐらいのあれをしても、私はいいいんじゃないかなという気持ちはするんですけれども。今の仕事の割合から考えたときにです。その辺のお考えをちょっと、町長にお聞きしたいんですが。

○町長（井上章三君）

ご指摘のところは、私もわからないでもないわけでございます。それで合併後、それぞれの市町は、やっぱり今後のそのあり方というのをどうするかということで、合併したところも検討しておりますし、合併しなかったところはなお、また、しなかつただけに厳しい状況をどうするかということで、それぞれ対応を考えてるということがございます。

そういう点におきまして、もう少しそこらは、様子を見極める必要があると、どこも今、軽々に動き、その結論を出すということをお早くすればいいというだけではないということで、やっぱりいろんな調整をしているということをお伺っておりますし、また、感じておりますので、そのタイミングということに関しましては、現在検討中であるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○麥田 博稔議員

この諮問書に書いてあります。先ほどもちよっと言いましたけれども、やはり1年程度経過したなかで、財政状況や近隣の団体、いろんなことがありますけれども、してほしいと、特に私たち議会議員の身分についても、この定数のこともいろいろあります。阿久根が16になったり、私も非常にこの前から言われてます。定数を落とせ落とせと。

だから阿久根が16だと、今度加世田が22だとか、いろんな数字が出てますので、やはりその辺まで全部ひっくるめてある程度の方向性は出さないといけないと思うんですけど、今日のこの記者の目に、私がこの前説明があったときに言ったようなことが書いてあるんです。結局、「今度の川辺地区の合併協議会で、各給与を決める際に、全国の人口規模が同規模の市や県内の各市を調査、給与が特別に高い鹿児島市を除いた15市の平均額に定めた」と、「財政難を理由にそれぞれ当分の間3割カットとしたものの合併した5市町で最も高かった旧加世田市よりも、更に高くなった」と書いてある。合併してです。だから、行政には「県庁の星」という本にも書いてありますけれども、同様の横並び式が物すごく出てます。

だから私は先ほど町長にも、町長もやはり県の町村会長だから、いろんなところのことも考慮しなければいけないけれども、やはりここは、新さつま町がトップをきって、やっばさすがだなという行政手腕を私は発揮していただきたいと、そしてやはり、体力にあった給与をもらいながら、町民の賛同をいただきながら、やはり財政改革の面で、使用料を上げたり、いろんなこともしなくてはならないと思うんですけど、我々もそれだけは努力しているんだと、いろんなことをとということで、町民の賛同を得て、そしてこの行財政改革、この前野村参議院議員だったですか、この4年間で大事だと、この4年間で将来の町づくりが決まってくるというようなことでしたから、町長に強いリーダーシップで、やはりここは断行していただきたいと、要望して質問を終わりたいと思います。

○中尾 正男議員

先ほど日高議員のほうから出ました町長の自主的なその、答申書の書き方のことですが、「一定の率をもって減額する」と、答申書にこういうふうに書いてあるということは、審議会のなかで、私は町長のほうから減額のことについては、明言があったんじゃないかと思うんです。それで、ただ今のしっかりとした町長のほうから発言があつて、そして、こういう書き方になったんじゃないかと思うんです。

答弁を聞いていますと、どうも審議会としてはこの答申書と、どうも違うんじゃないかというような感じ方を受け取られると思うんですが、そこあたり、もうちょっと明確に答弁をされたほうがいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

そういう事実はなかったんでしょうか。

○町長（井上章三君）

この報酬審議会に対しましては、私は自分の考えとしてはその段階で、一応の腹案というのを提示しておりました。ですから、こういうような表現がここについたというふうに思っております。

ただ、この答申、あるいはまた、いろいろな県内の状況とか、また、議会の議員の皆さんのあり方とか、いろいろ総合的に考えたときに、もう少し検討をする時間をもったほうがいいというふうな判断をいたしましたので、今回はそれを、もう少しタイミングをもちたいと、検討したいということで、今回はその表示を控えたというのが、実情でございます。

○中尾 正男議員

ああいう報酬審議会という審議会のなかで、文書になってこういうふうな表現が出てきますと、今の答弁を聞いていると、審議会の委員の方たち、あれ違うんじゃないかなという感じを受けられると思います。そこ当たりやはり、こうして出てくる前に、その時点と現在と、町長の考え方が少しズレがあったんじゃないかと思うんですが、そこ当たりをもう少しやはり、その段階で、しっかりと詰めをしていただかないと、こう思い違い、食い違いが出てくる面があると思うんです。

そこ当たり、時間的に余裕がなかったのかもしれませんが、もう少しできなかったかなということを、審議会の委員の方たちにも、このことについてはまた何か機会があれば、やはりそういうことをしっかりと説明しておく必要があると思うんですけれども、どうでしょうか。

○町長（井上章三君）

今回、即それを表に出さなかったということについては、審議会の委員の皆さんの答申の内容、あるいはまた、その話の内容からも、私はしないとは言ってないわけですから、するという前提のなかで、タイミングをみてるということですから、理解していただけるというふうに思っております。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

なければ、本案の審議を一応中止しておきます。

次に、議案第117号、一般会計について、質疑はありませんか。麥田議員。

○麥田 博稔議員

総務課長にお伺いするんですが、歳出を713万6,000円、人件費を減らします。そうすると交付税が不足しているんですけれども、努力すればするほど、結局交付税が減ってくれば、がんばっただけうちに残らないということなんですか、その辺のからくりをちょっと教えてください。

○総務課長（湯下 吉郎君）

ただ今ご指摘のとおり、給与改定によって、この給与が減額になると、その交付税についても再算定がなされるのではないかということで、以前はそのようなことがあったそうでございます。

今回、713万6,000円という減額について、その算定があるかということで、県のほうやら問い合わせしているところなんですけれども、現在のところでは、この減額によって交付税を再算定をするという通知はございません。

もしあるとすれば、ですけれども、もう給与改定をどこの団体もしている状況ですから、現在のところ数値がありませんので、ないものとして処理をしているところでございます。

○麥田 博稔議員

ないものとして処理をち言われますが、ここに地方交付税が713万6,000円減額です。私たちは今ほら、町長ちょっと1万円でも2万円でも下げてというような話をするんですけれども、その分がまっすぐ、12万円を1万円ずつして残したと、それが交付税の算定で人件費がそれだけいけば、人件費については全額、向こうが取り上げれば、国はいいです。私たちが努力した、努力ちゅか、町長も努力して、我々も言いたくないことを言って、皆さんにもです。「わたり」やいろんなこと。これは町に金が、交付税でされれば落ちたほうがいいわけですよ。1円でも多く。自分勝手な話をすれば、国のことを考えなければ。

だから、その辺の指示が、県とか国から、人件費についてはやっぱこれだけせんでも、交付税は減らしますと、その辺の指示というか、そういう指導があるものかどうか、その辺をちょっとお伺いしときたいと思います。全然ないのか。

○総務担当助役（宮之脇 尚美君）

ただ今の交付税の減額の関係でございますが、今回の人件費に充当をいたしておりました一般財源であります普通交付税を、予算調整のために減額をさしていただいているということになろうかと思えます。

基本的には、従来全国一斉に国家公務員、地方公務員給与減額があった時期がありましたが、そのときには、交付税の再算定というのはなされておまして、調整額というのが、返納はいたしませんけれども、年度内支給の分が若干抑制をされるというような調整も行われているところでございます。

今回もそういうことについては、県がまだ把握をしていないということでございますが、今回はとりあえず財源調整を含めてということでございます。

○議長（濱田 等議員）

ほかにありませんか。

なければ、本案の審議を一応中止しておきます。

次に、議案第118号、水道事業会計です。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

なければ、本案の審議を一応中止しておきます。

次に、議案第119号、簡易水道事業会計です。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

それでは、ただ今まで審議を中止しておきました議案第115号から、ただ今の議案第119号までの議案5件について、一括してほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

これで質疑を終わります。

これから、ただ今の議案5件を一括して、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

討論なしと認めます。

これから、採決します。

まず、「議案第115号 さつま町職員の給与に関する条例の一部改正について」、及び「議案第116号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について」、以上の議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただ今の議案2件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。したがって、議案第115号及び議案第116号の議案2件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、「議案第117号 平成17年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」から「議案第119号 平成17年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」までの以上の議案3件を一括して採決します。

お諮りします。ただ今の議案3件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 等議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第117号から議案第119号までの議案3件は、いずれも原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（濱田 等議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成17年第5回さつま町議会臨時会を閉会します。ご苦勞様でした。

閉会時刻 午前10時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 濱 田 等

さつま町議会議員 宮之脇 金次郎

さつま町議会議員 東 哲 雄